

情報通信分野における外資規制の現状

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年6月

1. 情報通信分野の個別法による外資規制	P 2
2. 海外における情報通信分野の外資規制	P 36
3. 外国為替及び外国貿易法の外資規制の概要	P 40

1. 情報通信分野の個別法による外資規制

1－(1) 情報通信分野における 個別法の外資規制の概況

我が国の情報通信分野における外資規制の比較

対象				根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守の モニタリング方法
					直接出資	間接出資	外国人役員		
放送	地上	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の 5分の1未満	議決権の 5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的 認定取消し(※3)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※4)
		基幹放送局提供事業者	ハード	電波法				必要的 免許取消し(※3)	
		特定地上基幹放送事業者	ソフト						
			ハード						
	衛星 (※1)	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的 認定取消し		
		基幹放送局提供事業者	ハード	電波法			必要的 免許取消し		
認定放送持株会社				放送法	議決権の 5分の1未満	議決権の 5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的 認定取消し	議決権・役員の変更の届出
電波・通信	無線局 (基幹放送局・電気通信業務用等以外)			電波法	議決権の 3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的 免許取消し	①再免許の申請 ②報告徴収
	NTT			NTT法	議決権の 3分の1未満	議決権の 3分の1未満	役員でないこと	罰金(※5)	①役員選任認可の申請 ②報告徴収

※1 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※3 違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定・免許の有効期間の残存期間に限り、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。

※4 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。なお、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対しても、政令で定めるところにより資料提出を求めることができる旨の規定があるが、政令において外資規制に関する事項は規定されていない。

※5 出資規制に違反した場合のみ。役員は総務大臣の認可事項。

主な国際協定における我が国の外資規制の留保状況

5

国際協定	放送	通信	
GATS (WTO 協定)	(約束せず)	日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、5分の1未満	・市場アクセス
		日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社の取締役及び監査役は、日本の国籍を有する者	・内国民待遇
	安全保障を含む例外措置を規定(第14条及び第14条の2) (GATSに反しない法令の遵守を確保するために必要な措置等は可能)		

国際協定	放送		通信	
	留保	種類・内容	留保	種類・内容
TPP11 (※1)	放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保	将来留保(※2)	1 日本電信電話株式会社は、(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が3分の1以上となるときは、これらの者を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	現在留保(※4)
		・内国民待遇 ・特定措置の履行要求(※3) ・経営幹部及び取締役会 ・市場アクセス ・現地における拠点		・内国民待遇 ・経営幹部及び取締役会
安全保障を含む例外措置を規定(第29. 1条及び第29. 2条) (締結国が、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める場合の措置等は可能)(※5)				

※1 日EU・EPA、日英・EPA及びRCEP等においても同趣旨の留保が記載されている。

※2 現行法令に基づかない留保を行っており、法令の現状維持義務がないため、原則として将来的に規制の強化や新設をすることができる。

※3 投資受入国で活動する企業等に対し、事業活動の条件として、現地調達、輸出や技術移転等の特定措置の履行や要求を禁止する条項。

※4 現行法令に基づいた留保を行っており、法令の現状維持義務があるため、原則として将来的に規制を強化することはできない。

※5 GATSとは例外の内容に差異がある点に留意が必要。

1－(2) 放送事業における外資規制

放送事業の参入に係る制度の概要

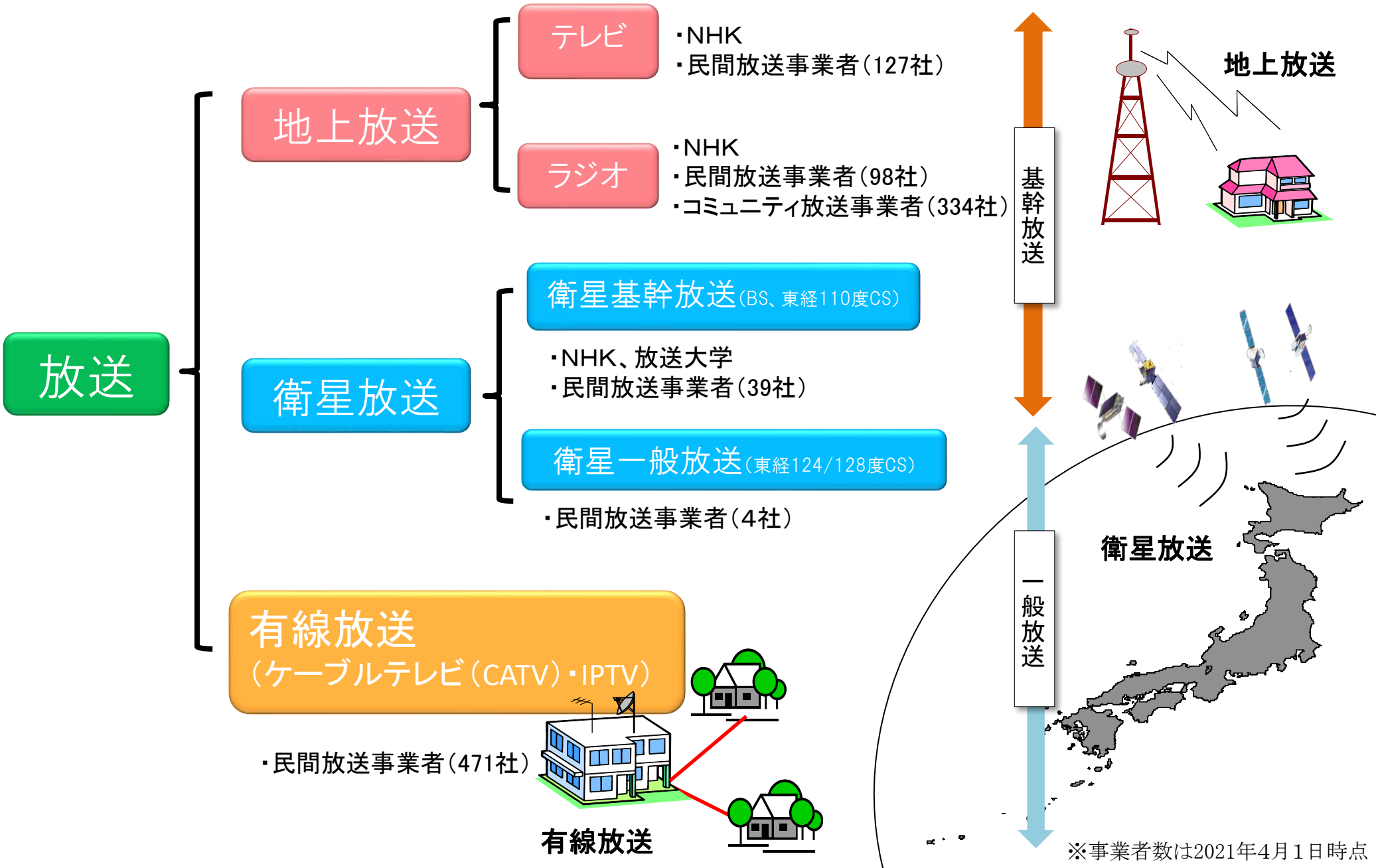
7

- 電波法及び放送法においては、基幹放送を行う「基幹放送事業者」を、ハード・ソフト分離で放送の業務を行う「認定基幹放送事業者」と、ハード・ソフト一致で地上放送を行う「特定地上基幹放送事業者」に区別している。
- また、経営の効率化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するため、平成19年の放送法改正により、「認定放送持株会社制度」を創設した。

放送・事業者の種類

	「認定放送持株会社」 (※1)	「基幹放送事業者」 「基幹放送」(※2)	「一般放送事業者」 「一般放送」(※3)
	※1 放送法第159条 総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度	※2 放送法第2条第2号 「基幹放送」とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。 ○ 地上基幹放送(地上TV、AM、FM、コミュニティ放送) ・ 特定地上基幹放送(HS一致免許の対象) ○ 移動受信用地上基幹放送 (V-High/V-Lowマルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送(BS放送、110度CS放送)	※3 放送法第2条第3号 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。 放送エリア: 広い、 視聴者への影響: 大きい → 具体例: 124/128CS(ラジオ含む)、有線テレビ 放送エリア: 狭い、 視聴者への影響: 小さい → 具体例: 有線ラジオ、有線テレビ(小規模)、エリア放送
参入規律	認定(放送法第159条)	HS分離の場合: 認定(放送法第93条) HS一致の場合: 電波法上の免許(電波法第7条)	登録(放送法第126条) 届出(放送法第133条)
期間	更新なし	5年	更新なし

(参考)主な国内放送サービス



趣 旨

- 基幹放送事業者等に対する外資規制は、
 - ①放送が用いる電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ②放送は、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、を踏まえて、外国性を制限している。

外資規制等の概要

- ①外資規制…外国人や外国法人等による5分の1以上の議決権保有を制限
(地上基幹放送及び認定放送持株会社は、間接外資規制有り)
- ②役員規制…外国人等の特定役員^(※)への就任を禁止
- ③参入規制…外国人や外国法人等は、基幹放送事業者の免許・認定を取得できない

対 象		外資規制	根拠規定
地上	認定基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
	特定地上基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
衛星／ 移動受信用地上	認定基幹放送事業者	直接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接による議決権保有を1/3未満に制限	電波法第5条第1項
認定放送持株会社		直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第159条第2項

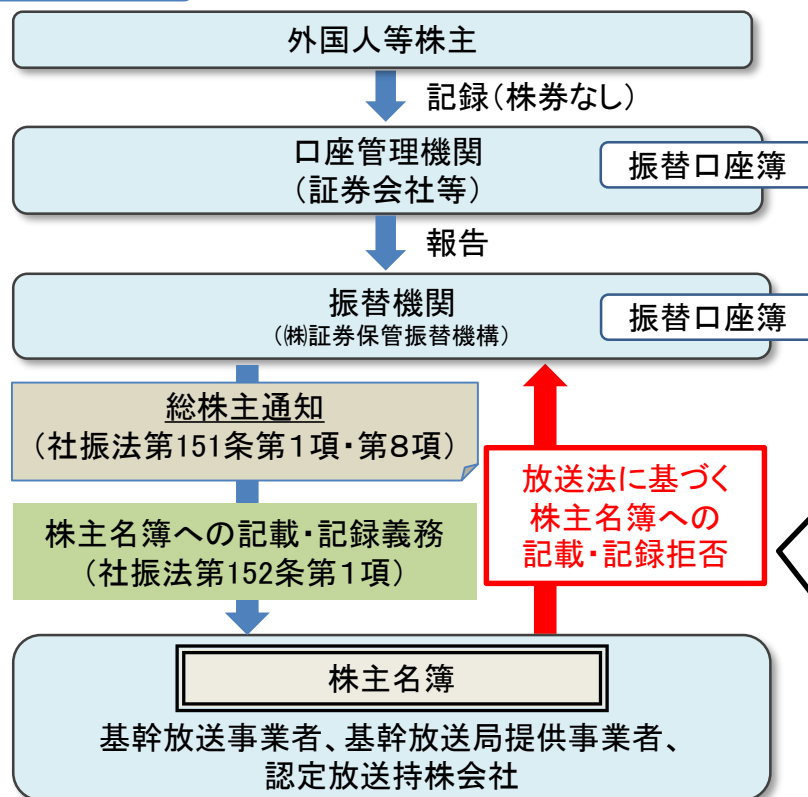
※特定役員

- ・ 地上基幹放送事業者については、業務執行役員及び業務執行決定役員
- ・ 衛星基幹放送事業者及び移動受信用地上基幹放送事業者については、取締役全体に占める業務執行役員以外の業務執行決定役員」の割合が、
 - ①3分の1以下の場合は業務執行役員、②3分の1を超える場合は業務執行役員及び業務執行決定役員

放送事業における名義書換拒否制度

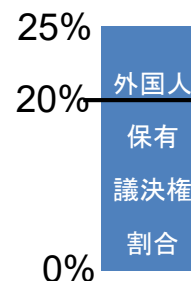
- 国際的な資本自由化の中で外国人等による株式取得により、放送事業者等が欠格事由に該当して認定等が取り消されることによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないよう、上場している基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社について、外国人等の株式保有割合が一定以上となった場合には、株主名簿への記載・記録を拒否できる制度が設けられている。
- また、間接外資規制の対象の地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者(地上)及び認定放送持株会社に関し、株主名簿記載後に、外国人等が記載済みの日本法人に対し一定割合出資を行い、間接外資規制の対象となった場合には、当該外国人等の有する間接出資比率が一定以上となる株式について、議決権を有しないこととなる。

イメージ図

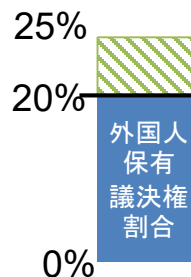


放送法に基づく
株主名簿への
記載・記録拒否

株主名簿への記載・記録拒否



外国人等が保有する株式を株主名簿に記載・記録することにより、電波法又は放送法の欠格事由に該当する場合



超過部分の株式について株主名簿への記載・記録を拒否することができる(放送法第116条第1項・第2項等)

 : 記載・記録を拒否した株式

外国人議決権比率及び直接保有比率の現状

分類	会社名	外国人 議決権比率(※1)	外国人 直接保有比率(※2)
認定放送 持株会社(※3)	日本テレビホールディングス	19.99%	23.36%
	テレビ朝日ホールディングス	12.10%	11.81%
	TBSホールディングス	14.60%	14.16%
	テレビ東京ホールディングス	5.6%	5.58%
	フジ・メディア・ホールディングス	19.99%	31.23%
衛星基幹放送 事業者(※4)	WOWOW	9.07%	8.51%
	日本BS放送	4.83%	4.97%

※1 認定放送持株会社及びWOWOWについては2021年3月末時点、日本BS放送については同年2月末時点の数値
(公表情報及び各社提供情報による)。

※2 2021年3月末時点(証券保管振替機構の公表情報による)。

※3 認定放送持株会社については、在京の5社を記載。

※4 衛星基幹放送事業者については、上場している2社を記載。

放送分野における外国人等議決権割合の公告

○外国人等の投資家に対し不測の損害が発生することを防止するため、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社は、外国人等による議決権割合が100分の15以上となる場合には、会社の定款で定める方法により、6か月ごとに公告を行わなければならない。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抄

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第百十六条 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百二十五条第一項及び第百六十一条第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一～三 （略）

2～4 （略）

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号） 抄

（公告）

第九十一条 法第百十六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

2 法第百十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

※基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社の外資規制の枠組みは、基幹放送事業者に対する外資規制における措置と同様のものであり、法第116条の規定を準用。

- ・基幹放送局提供事業者（法第125条第2項、法施行規則第132条）
- ・認定放送持株会社（法第161条第2項、法施行規則第203条）

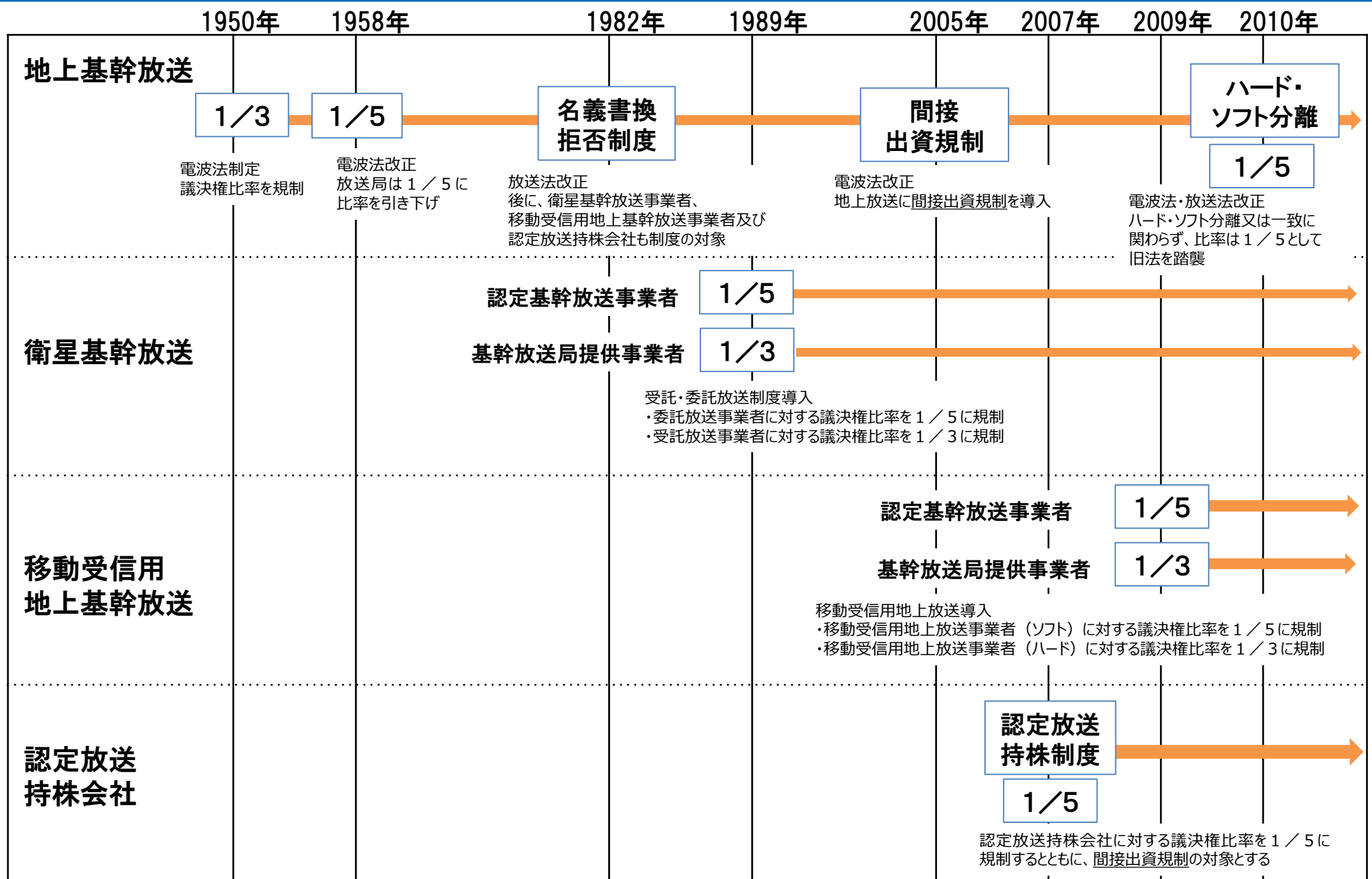
放送事業における外資規制に違反した場合の担保措置等

- 放送事業者が外資規制に違反することとなった場合、総務大臣は、無線局の免許又は放送業務の認定を取り消さなければならない(必要的免許取消し／必要的認定取消し)。
- 地上基幹放送事業者が間接外資規制に違反することになった場合には、当該規制に違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、総務大臣は、免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる(取消猶予)。

対 象		違反した場合の措置		規制遵守のモニタリング方法	
			根拠規定		根拠規定
地上	認定基幹放送事業者	必要的認定取消し (直接出資)	放送法第103条第1項	議決権・役員の変更届出	放送法施行規則第86条
		取消猶予 (間接出資)	放送法第103条第2項	認定の更新時	放送法施行規則第74条
	基幹放送局提供事業者 特定地上基幹放送事業者	必要的免許取消し (直接出資)	電波法第75条第1項	議決権・役員の変更届出	電波法施行規則第43条の2
		取消猶予 (間接出資)	電波法第75条第2項	再免許の申請時	無線局免許手続規則第16条
衛星 ／ 移動受信地上	認定基幹放送事業者	必要的認定取消し	放送法第103条第1項	議決権・役員の変更届出	放送法施行規則第86条
	基幹放送局提供事業者	必要的免許取消し	電波法第75条第1項	議決権・役員の変更届出	電波法施行規則第43条の2
				再免許の申請時	無線局免許手続規則第16条
	認定放送持株会社	必要的認定取消し	放送法第166条	議決権・役員の変更届出	放送法第160条

我が国の放送制度における外資規制

14



- 民間基幹放送事業者は、総務大臣の許可又は認可を受けて、放送事業者の地位を承継することができる。
- また、無線局の廃止や業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号） 抄

（免許の承継等）

第二十条 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人（第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3～10 （略）

（無線局の廃止）

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抄

（承継）

第九十八条 認定基幹放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、認定基幹放送事業者の地位を承継する。
（略）

2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3～6 （略）

（業務の廃止）

第百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第1条【目的】

- ◆ 次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

- ◆ 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

放送番組審議会

【国内番組基準の概要】

- その放送において、
- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
 - 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
 - 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
 - 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
 - 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

放送基準

ほぼ準拠

放送基準(各社)

放送番組審議会(各社)

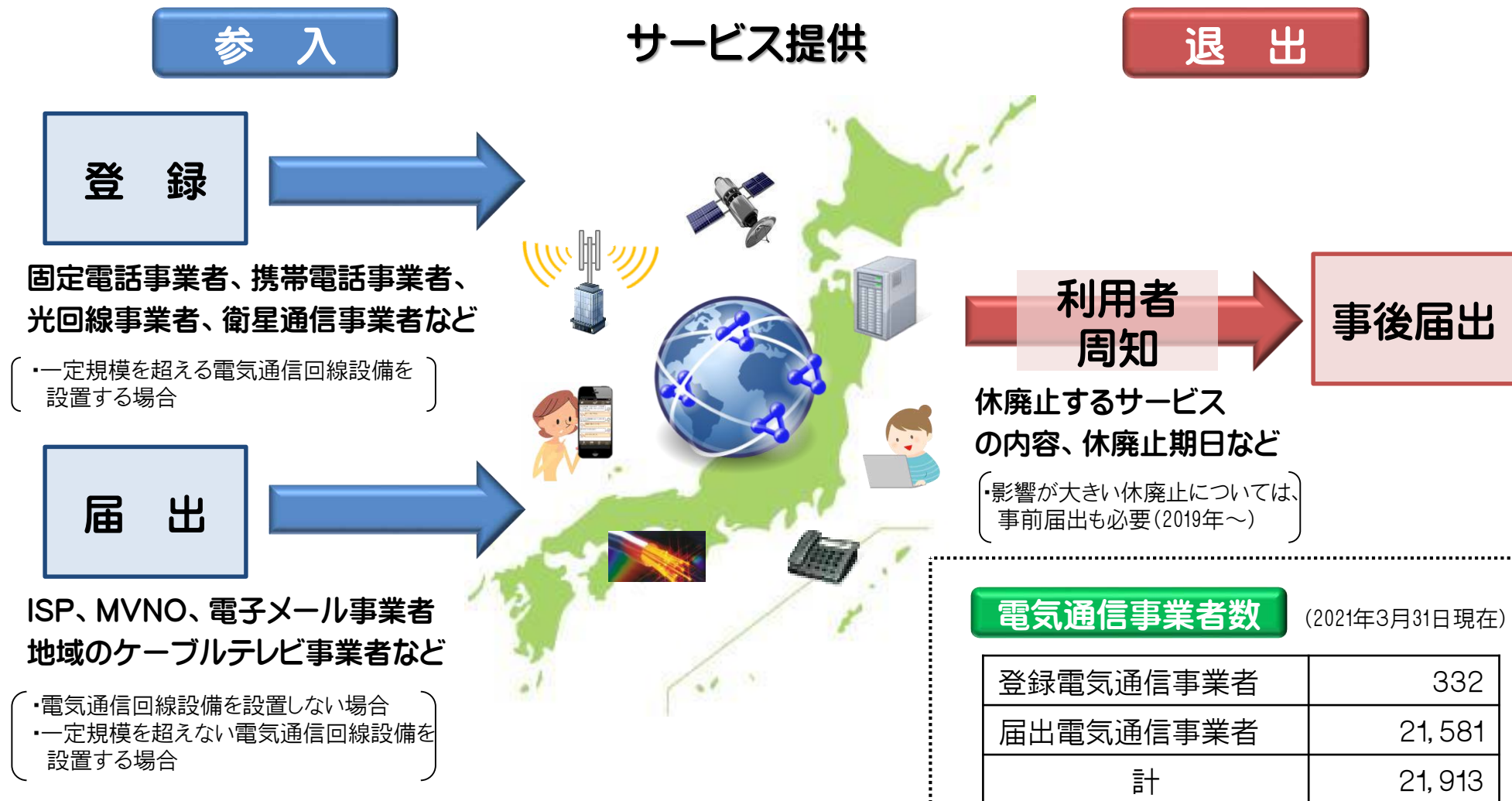
【民放連・放送基準の概要】

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

1－(3) 通信事業における外資規制

- 電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模に応じ、原則として登録又は届出が必要。
- 電気通信事業(業務)の全部・一部の休廃止を行う場合は、利用者への周知と事後の届出が必要。



NTTグループの概要

NTT持株会社(上場会社)

NTT法適用会社

【社長】 澤田 純

【株式政府保有比率】 33.33 % (2021年3月末現在)

【連結】売上高: 11兆9,440億円

人員数: 324,650人

【NTT持株単体】売上高: 7,941億円

人員数: 2,500人

剰余金処分認可

役員選任・解任の認可

定款変更認可

事業計画認可

等

全株保有義務

全株保有義務

100%出資

100%出資

100%出資

100%出資

NTT東日本

NTT法適用会社

【社長】井上 福造
地域電気通信業

売上高: 1兆6,224億円
人員数: 5,100人

NTT西日本

NTT法適用会社

【社長】小林 充佳
地域電気通信業

売上高: 1兆3,764億円
人員数: 3,000人

NTTドコモ

【社長】井伊 基之
移動体通信業

売上高: 4兆7,252億円
人員数: 28,100人

NTT株式会社
(グローバル持株会社)

【社長】澤田 純 人員数: 30人

100%出資

54.2%出資

NTT
コミュニケーションズ

【社長】丸岡 亨
長距離電気通信業

売上高: 9,785億円
人員数: 5,550人

NTTデータ
(上場会社)

【社長】本間 洋
情報システム業

売上高: 2兆3,187億円
人員数: 139,700人

事業計画認可

定款変更認可

等

事業計画認可

定款変更認可

等

※出資割合については発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合で記載(2021年3月末現在)

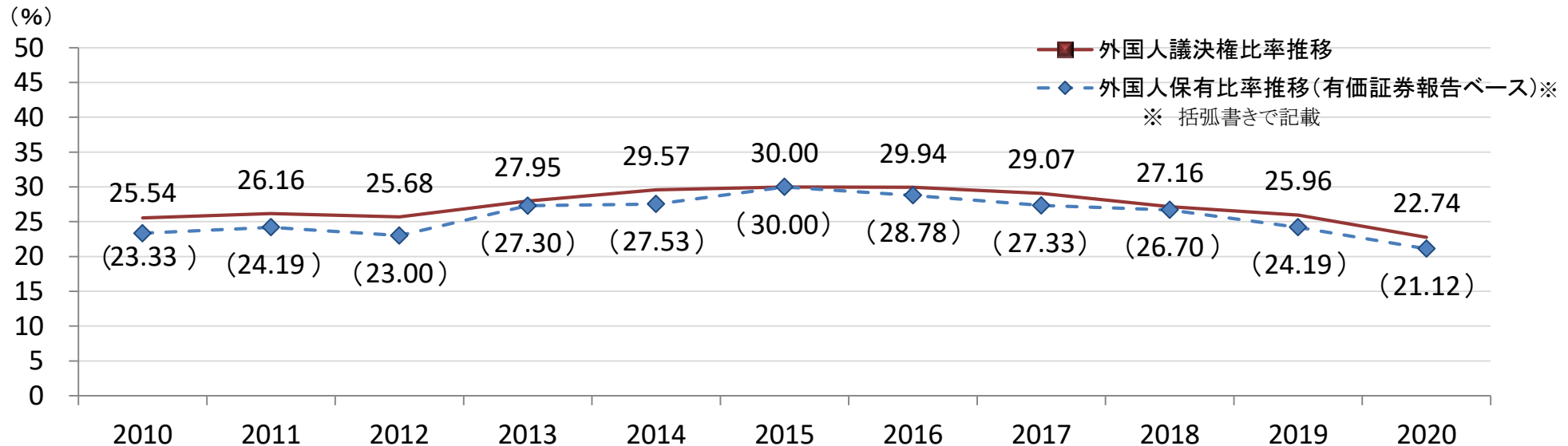
※社長名、人員数、売上高は、2021年3月末現在

NTTに関する外資規制等の概要

- NTT法(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号))では、NTT持株会社について、外国人等に支配されることにより被る国の安全上の問題や影響を未然に防ぐため、**外国人等の議決権割合を、NTT株式全体の3分の1未満と定めている**。(第6条)

※ 外国人等議決権割合は、外国人等が直接保有するNTT株式と、外国人等が一定の日本法人を通じて間接保有するNTT株式の合計で算出。

- 外国人等の議決権割合が3分の1以上となる場合は、**株主名簿に記載してはならない**こととされている。
⇒違反した場合は、50万円以下の罰金(第24条)
- また、**日本国籍を有しない人**は、NTT持株会社及びNTT東日本・西日本の**役員になることができない**こととされている。
⇒違反した場合は、総務大臣は役員選任の決議の認可を行わない(第10条)



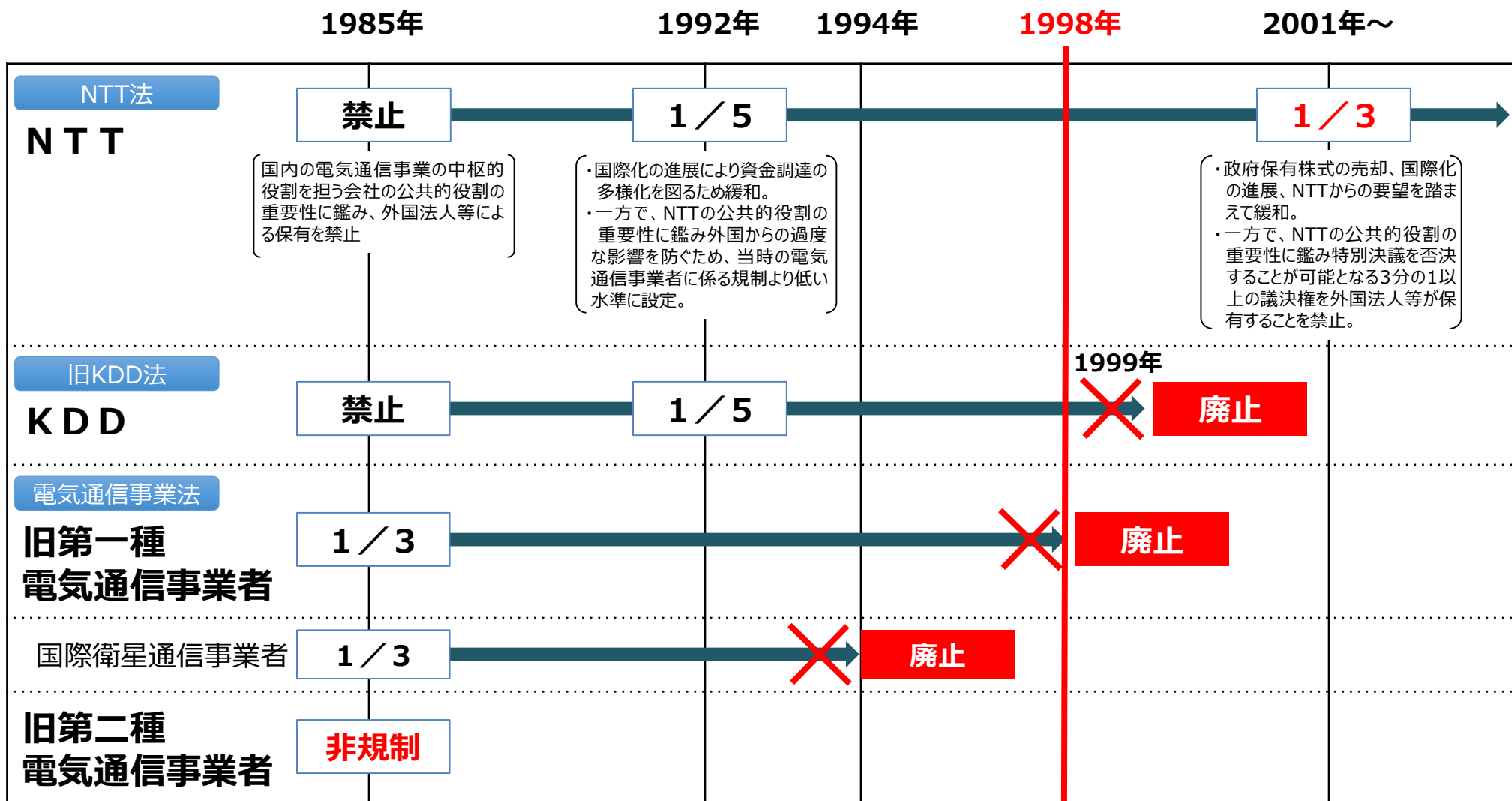
※1 表の数値は、各事業年度末の割合。

※2 「外国人議決権比率」は、算出に当たり、議決権のない自己株式等を母数から減じることから、「外国人保有比率」よりも高くなる。

※3 種類株式は、発行していない。

電気通信分野の外資規制の経緯

○電気通信分野の外資規制は段階的に廃止されてきており、現在は、**NTTに対する3分の1未満の外資規制のみ**が存在。



WTO基本電気通信合意発効

基準日

証券保管振替機構からNTTに全ての株主情報を通知

NTTによる判定

① NTTによる株主名簿への記載等 その① 【記載・記録優先株の記載等】
基準日前の株式数と、証券保管振替機構から通知された株式数とのいずれか少ない方を記載・記録

外国人等議決権割合が
3分の1未満になる場合

外国人等議決権割合が
3分の1以上になる場合

② NTTによる株主名簿への記載等 その② 【按分】
①で記載・記録されなかった数に応じて按分し、
特定の上、記載・記録

NTTによる株主名簿への記載等 その② 【按分】
①で記載・記録された数に応じて按分し、
特定の上、記載・記録

③ NTTによる株主名簿への記載等その③ 【抽選】
②の按分後、残余の株式は抽選し、特定の上、
記載・記録

NTTによる株主名簿への記載等その③ 【抽選】
②の按分後、残余の株式は抽選し、特定の上、
記載・記録

特定された外国人等株式をNTTの株主名簿へ記載・記録

※判定の結果、記録等しなかった外国人等株式は名義書換拒否

基準日の名簿に
基づく株式名簿
確定処理
(判定)

株式名簿への
記載

※ 書換拒否された外国人等株式は、NTTの株主名簿に記載されないこととなるため、株主としての権利なし。
ただし、配当については、定款に基づき、交付することとしている。

NTT持株会社の外国人等議決権割合の公告

- NTT法では、NTT持株会社に対して、**基準日※から14日前までに、電子公告により、その外国人等議決権割合を公告する義務**を定めている。(第6条第4項)

※株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と会社が定める日

- NTT持株会社は、株主名簿記載(9月末・3月末)の14日前までに、その前四半期(6月末・12月末)の外国人等議決権比率を公告している。

【NTT持株会社による公告の例】

外国人等議決権割合の公告

2020年12月31日現在、外国人等議決権割合(日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項に定める割合)が、**25.22%** となっていることを、日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第4項および同施行規則第6条により公告いたします。

2021年3月1日

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
日本電信電話株式会社

(注) 外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

【ご参考(2020年12月31日現在の株式等の状況)】

発行済株式総数	3,900,788,940株
自己株式	228,349,600株
単元未満株式	4,606,740株
相互保有株式株	0株
その他議決権を有しない株式	1,200株
議決権を有する株式	3,667,831,400株
外国人等保有株式数	925,054,300株

(注)

1. 「自己株式」の中には、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に保有していない株式が含まれておりません。
2. 「単元未満株式」の中には、当社名義の単元未満株式および外国人等の名義の単元未満株式が含まれております。
3. 「その他議決権を有しない株式」の中には、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に保有していない株式が含まれております。
4. 「外国人等保有株式」とは外国人等(日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項第1号から第3号までに掲げる者)の保有する議決権を有する株式を意味します。なお、同項第4号に掲げる者の保有する議決権を有する株式であって、外国人等議決権割合に含まれる議決権を有する株式はありません。

外国人等議決権割合

25.22%

保有比率の内訳(参考)

925,054,300

外国人等保有株式数(議決権のあるもの)

議決権を有する株式数 = 発行済み株式総数 3,900,788,940

3,667,831,400

- 自己株式数 228,349,600
- 単元未満株式数 4,606,740
- 相互保有株式株数 0
- その他議決権を有しない株式数 1,200

日本電信電話株式会社等に関する法律

(特殊会社 (**NTT**及び**NTT東西**) に対する規制)

責務

- ◇ あまねく電話の提供
- ◇ 研究推進・成果普及



担保措置

- ◇ 外資規制 (1/3未満)
- ◇ 政府による1/3以上の株式保有
- ◇ 役員選任・剰余金処分認可
- ◇ 業務範囲規制
- ◇ 事業計画認可

電気通信事業法

(**NTT東西**、**NTTドコモ**に対して、市場支配的事業者として、公正競争を阻害しないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為をあらかじめ禁止している)

1. 接続に関する規制

- ◇ 接続約款の認可・公表 (NTTドコモは届出)
 - ◇ 接続会計の整理
- 等

2. 一定の行為の禁止

- ◇ 接続情報の目的外利用・提供
 - ◇ 事業者間の差別的取扱い
(NTTドコモは、総務大臣が指定する自己の関係法人との間の差別的取扱い)
 - ◇ 他事業者(コンテンツプロバイダ、製造・販売業者を含む)に対する不当干渉 (NTT東西のみ)
 - ◇ 子会社等である事業者との役員兼任 (NTT東西のみ)
 - ◇ 電気通信設備の設置等に関する他事業者への不利な取扱い (NTT東西のみ)
- 等

3. 機能分離等 (NTT東西のみ)

- ◇ 設備部門と営業部門との隔離等
- ◇ 業務委託先子会社に対する監督義務

参照条文①(NTT)

○日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第六条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

2 会社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの前項各号に掲げる者が各自有する株式のすべてについて同法第一百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 会社は、会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

○会社法(平成十七年法律第八十六号)

(基準日)

第二百二十四条 株式会社は、一定の日(以下この章において「基準日」という。)を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主(以下この条において「基準日株主」という。)をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2～5 (略)

参照条文②(NTT)

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）

（間接に占められる議決権の割合）

第四条 法第六条第一項に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、会社の議決権の割合の十分の一以上を占める同項第四号に掲げる者（以下この項において「法人又は団体」という。）が直接占める会社の議決権の割合に、外国法人等（同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、当該法人又は団体の議決権の割合の十分の一以上を占めるものをいう。以下この項において同じ。）の当該法人又は団体に対する議決権の割合（外国法人等が二以上あるときは、当該二以上の外国法人等の当該法人又は団体に対する議決権の割合を合算したものとする。）を乗じて計算した割合とする。この場合において、法人又は団体が二以上あるときは、当該二以上の法人又は団体につきそれぞれ計算して合算したものとする。

2 法第六条第一項第四号の総務省令で定める割合は、一の者について十分の一とする。

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第五条 法第六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次に掲げる方法により記載し、又は記録するものとする。

一 法第六条第一項第四号に掲げる者のうち、その者が占める会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 外国人等（法第六条第一項第一号から第四号までに掲げる者をいう。以下この条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者（前号に規定する者を除く。）が有する株式については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 第一号及び前号前段の規定により記載した、又は記録した場合においてなお外国人等議決権割合が三分の一に満たないときは、外国人等有する株式のうち第一号及び前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、外国人等議決権割合が三分の一以上とならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

2 会社は、前項の規定により株主名簿に記載しない、又は記録しない外国人等有する株式がある場合においては、その株式を有する者に対し、記載しない、又は記録しない旨を通知しなければならない。

（公告）

第六条 法第六条第四項の総務省令で定める日数は、十四日とする。

2 法第六条第四項の総務省令で定める方法は、会社の定款で定める公告の方法とする。

1－(4) 放送・通信事業以外の無線局の外資規制

電波法の無線局免許制度の概要

- 電波法では、有限希少な電波の利用を各人に委ねると、混信により円滑な通信の疎通ができなくなる等の弊害が生ずるため、第1条(目的)において「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」とされている。
- このため、電波法により、電波の利用は一般的に禁止されており、一定の要件に適合した者に対する禁止の解除として無線局免許等の発給を行っているほか、免許を不要とする無線局を規定している(第4条:微弱無線局、特定小電力無線局、登録局等)。
- 無線局免許の有効期間満了後も引き続き無線局を運用しようとする時には、有効期間の満了前に「再免許」を受ける必要がある。

【無線局免許状記載事項】権限者:総務大臣(ただし、固定局、移動局、アマチュア局等について総合通信局長等に委任)

- ① 免許の年月日及び免許の番号
- ② 免許人の氏名又は名称及び住所
- ③ 無線局の種別
- ④ 無線局の目的
- ⑤ 通信の相手方及び通信事項
- ⑥ 無線設備の設置場所
- ⑦ 免許の有効期間
- ⑧ 識別信号
- ⑨ 指定事項(電波の型式、周波数、空中線電力、運用許容時間)

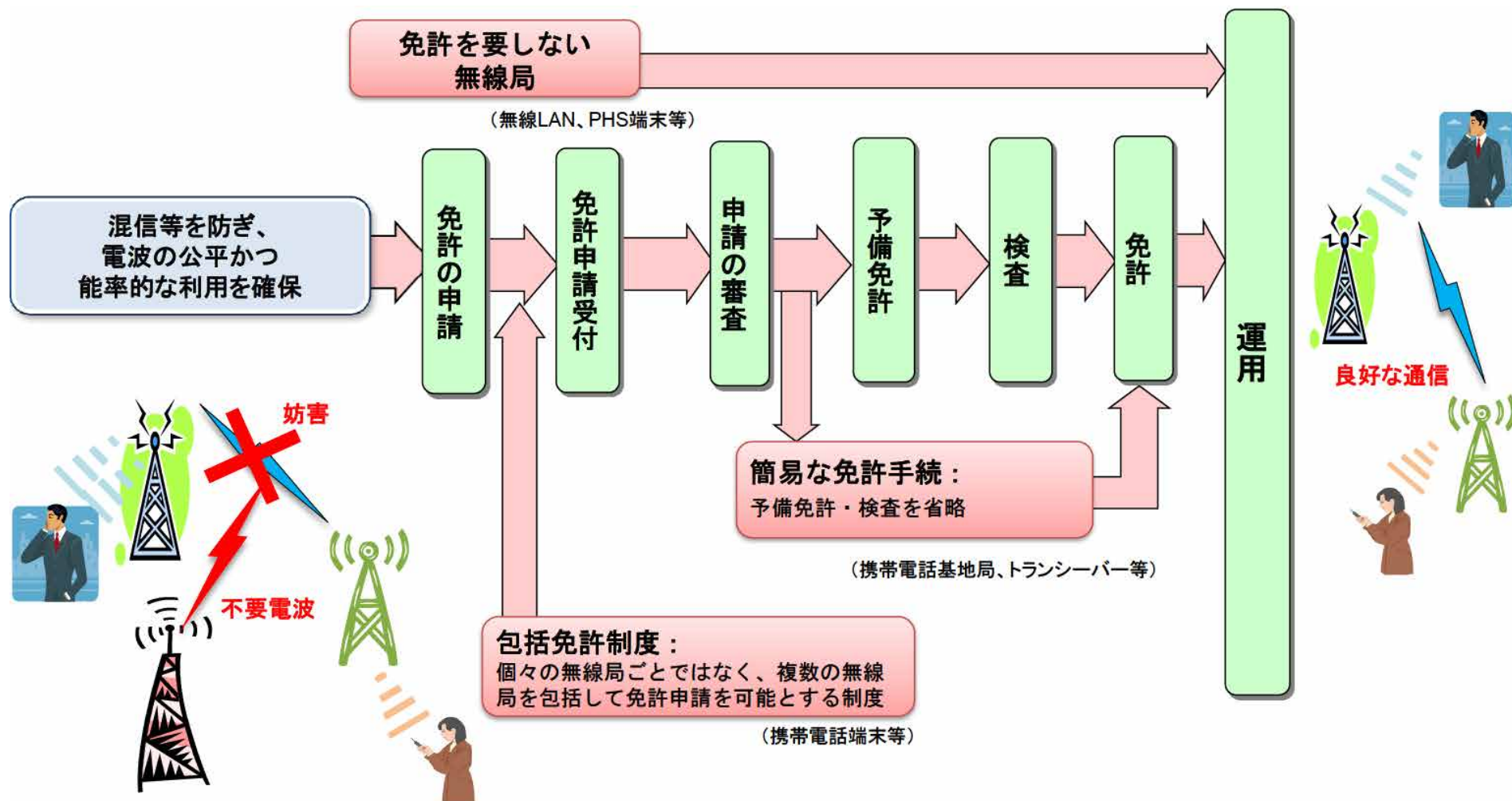
※有効期間は省令に基づき設定

－義務船舶局、義務航空機局については無期限

－5年を超えない範囲で局種により異なる(有効期間の終期を揃えるものもある(一斉再免許))

電波法の無線局免許手続きの流れ

- 電波を利用（無線局を開設）するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続きについては、包括免許制度や免許手続の簡略化により迅速かつ効率的な処理が行える。



- 電波法では、有限希少な電波の自国民優先利用の考えに基づき、無線局免許に対する外資規制を実施しており、絶対的欠格事由として以下の者には免許を与えない(違反した場合には必要的免許取消し)とされている。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体
- ④ 法人又は団体で①～③の者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

①～④の外資規制に関する要件は電波法制定時(昭和25年)から改正無し

- 無線局免許は原則として外資規制の対象であるが、例外規定があり、電気通信業務用をはじめとする多くの無線局(全体の99.9%以上)が外資規制の対象外とされている。

【外資規制の対象外となる無線局】 ※電波法第5条第2項で規定

- 実験等無線局
- アマチュア無線局
- 外国の船舶であって、船舶安全法の適用対象となるものに開設する無線局
- 本邦内の各地間の航空の用に供する外国の航空機であって、航空法の許可を受けたものに開設する無線局
- 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(大使館等の公用に供するものを除く)
- 大使館等の公用に供する固定局であって、その国内において日本国政府等が同種の無線局を開設することを認める国の政府等が開設するもの(=相互主義に基づくもの)
- 陸上移動関係無線局
- 電気通信業務用無線局
- 電気通信業務用人工衛星局の制御用地球局

【外資規制の対象となる放送事業用以外の無線局】(民間企業等が開設しうる主なもの)

- 海岸局(電気通信業務用を除く)
- 日本の船舶に設置された無線局(電気通信業務用を除く)
- 航空局(電気通信業務用を除く)
- 日本の航空機に設置された無線局(電気通信業務用を除く)
- 地球局(電気通信業務用及びその制御用を除く)
- 人工衛星局(電気通信業務用を除く)
- 気象レーダー 等

(注)その他、大使館等が設置する固定局については、相互主義に基づき免許している

放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制対象の変遷

	電波法第5条第2項の修正内容
1950年	電波法制定：実験無線局及び外国の船舶（船舶安全法第14条→後の改正により同法第29条の7）の無線局を例外とした（船舶安全法に無線電信又は無線電話の強制設置の規定があることを受けた対応）
1952年	外国の航空機（航空法第127条ただし書の許可を受けたもの）の無線局を例外に追加（本邦内の各地間の航空の用に供する外国の航空機であって、航空法の許可を受けたもの安全航行を重視して改正）
1981年	アマチュア局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1982年	外国公館等の固定局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1984年	陸上移動関係無線局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1993年	アマチュア局、陸上移動関係無線局について相互主義の要件を廃止する例外の修正
1994年	国際衛星通信事業に係る電気通信業務用地球局及び衛星制御用地球局を例外に追加
1997年	電気通信業務用無線局、電気通信事業に使用される人工衛星を制御する地球局を例外とする修正
1999年	自営の航空機地球局制度導入に伴い例外を修正（あわせて、船舶の無線局、航空機の無線局の定義を明確化）
2007年	実用化試験局制度導入に伴い例外を修正
2010年	例外に固定局を追加（外国公館等の固定局について相互主義要件は維持）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験等無線局
- 二 アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）
- 三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの
- 四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの
- 五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの
- 七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目

3～6（略）

1－(5) 情報通信関連法令と他法の外資規制の比較

我が国の事業法等における外資規制の比較

対象				根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法
					直接出資	間接出資	外国人役員		
放送	地上・衛星 ※1	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し(※3)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※4)
		基幹放送局提供事業者	ハード	電波法					
		特定地上基幹放送事業者	ソフト						
			ハード						
		認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	—	必要的認定取消し			
	基幹放送局提供事業者	ハード	電波法	議決権の3分の1未満			代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的免許取消し	
		認定放送持株会社		放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し	議決権・役員の変更の届出
電波・通信		無線局 (基幹放送局・電気通信業務用等以外)		電波法	議決権の3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的免許取消し	①再免許の申請 ②報告徴収
		NTT		NTT法	議決権の3分の1未満	議決権の3分の1未満	役員でないこと	罰金(※5)	①役員選任認可の申請 ②報告徴収
航空		登録航空機の所有者		航空法	議決権の3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的催告・抹消登録	—
	航空運送事業者(※6)								
	航空機使用事業者(※7)								
		航空運送事業者・航空機使用事業者の持株会社						許可失効	
貨物		第一種貨物利用運送事業者(※8)		貨物利用運送事業法	議決権の3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	裁量的事業停止命令 裁量的登録取消し	①役員の変更の届出 ②事業報告書の提出(毎年)
		第二種貨物利用運送事業者(※9)						裁量的事業停止命令 裁量的許可取消し	①役員の変更の届出 ②事業報告書の提出(毎年)

※1 移動受信地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※3 違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定・免許の有効期間の残存期間に限り、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。

※4 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。なお、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対しても、政令で定めるところにより資料提出を求めることができる旨の規定があるが、政令において外資規制に関する事項は規定されていない。

※5 出資規制に違反した場合のみ。役員は総務大臣の認可事項。

※6 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業を営む者。

※7 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を営む者。

※8 他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって、第二種貨物利用運送事業以外のものを営む者。

※9 他人の需要に応じ、有償で、船舶・航空・鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送とを一貫して行う事業を営む者。

2. 海外における情報通信分野の外資規制

放送事業に係る外資規制の各国比較

対象				根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法	
					直接出資	間接出資	外国人役員			
日本	地上 衛星 (※1)	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し(※3)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)	
		基幹放送局提供事業者	ハード							
		特定地上基幹放送事業者	ソフト							
			ハード							
		認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的認定取消し			
	基幹放送局提供事業者	ハード	電波法	必要的免許取消し						
	認定放送持株会社			放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し	議決権・役員の変更の届出	
米国	放送局(地上放送のみ)		ソフト ハード	通信法	株式又は議決権の5分の1以下	株式又は議決権の4分の1以下 公益審査等により100%出資可	—	裁量的免許停止・取消し 罰金・懲役(※4)	免許人自身による監視	
英国	放送事業者等		ソフト	通信法	廃止(2003年)		—	—	—	
	電子通信ネットワーク運営者		ハード							
ドイツ	放送事業者		ソフト	各州法	—	—	—	—	—	
	電子通信ネットワーク運営者		ハード	通信法						
フランス	地上	サービス編集者	ソフト	コミュニケーション 自由法	株式又は議決権の5分の1以下	株式又は議決権の5分の1以下	—	裁量的免許停止・取消し等 罰金	①外資比率の半年ごとの報告 ②株主による通知	
		サービス配信者	ハード		—	—		—		
	衛星	サービス編集者	ソフト					—	—	
		サービス配信者	ハード							
カナダ	番組事業者		ソフト	放送法	議決権の5分の1以下	議決権の3分の1以下	役員の5分の1以下	裁量的免許停止・取消し 罰則	免許等に関する報告徴収	
	配信事業者		ハード		外資規制の廃止を含む改正法案を2020年11月に議会に提出					
豪州	放送事業者		ソフト	放送法	廃止(2007年)			—	—	
韓国	地上 衛星	放送事業者等	ソフト ハード	放送法	原則出資不可	原則出資不可	代表者・放送編成 責任者でないこと	裁量的業務停止 裁量的許可取消し 等	—	
		放送事業者等	ソフト ハード		株式又は持分の 100分の49以下	株式又は持分の 100分の49以下				

※1 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※3 違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定・免許の有効期間の残存期間に限り、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。

※4 規制機関に通知した上で、株式買取り等による是正等が可能。

※5 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。

通信事業に係る外資規制の各国比較

対象		根拠法	外資規制				違反した場合の措置	規制遵守の モニタリング方法
			国籍条項	出資規制		外国人役員		
				直接出資	間接出資			
日本	NTT	NTT法	—	3分の1未満 (議決権)		NTT持株・東西の 役員は 要日本国籍	罰金	役員選任認可申請 報告徴収
米国	公衆通信業務用 無線局等の免許 を要するもの	通信法	外国人は公衆通信 業務用無線局免許 取得不可	5分の1以下 (株式及び議決権) 公益審査等により 「支配」に 当たらない水準 まで出資可	4分の1以下 (株式及び議決権) 公益審査等により 100%出資可	—	裁量的免許取消し 停止命令 罰金及び懲役	免許人自身による 監視
英国	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	公衆電気通信 事業者(※)	電気通信法	外国人、外国政府、 外国法人は欠格	5分の1未満 (議決権)	3分の1未満 (議決権)	役員の80%以上 は要カナダ国籍	議決権株式に関す る所有権の制限、 停止及び処分要求	報告徴収 (全ての議決権株 式の身元等)
豪州	テルストラ社	テルストラ法	—	政府保有株式を除いたベース で単独で5%未満、合計35% 未満 (株式及び議決権)		会長・役員の 過半数は 要豪州市民権	配当金受取禁止 所有権制限及び停 止株式処分要求	所有権に関する 報告徴収
韓国	電気通信回線設 備を設置する基 幹通信事業者	電気通信事業法	外国政府、外国 法人は欠格	49%以下(議決権)		—	是正命令	—

※ 国際海底ケーブルの所有又は運営、人工衛星を利用して電気通信サービスを提供する地球局及び人工衛星に係る事業を営む事業者は除く。(電気通信法第16条第2項)

放送・通信事業以外の無線局に係る外資規制の各国比較

対象		根拠法	外資規制				違反した場合の措置	規制遵守の モニタリング方法
			国籍条項	出資規制		外国人役員		
				直接出資	間接出資			
日本	無線局 ※適用除外局種を除く	電波法	外国人、外国政府、 外国法人は欠格	議決権の 3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的免許 取消し	①再免許の申請 ②報告徴収
米国	無線局一般	通信法	外国政府は欠格	—	—	—	裁量的免許 停止・取消し 罰金・懲役	—
	航空機無線局・ 航空固定無線局		外国人・外国政府・ 外国法人は欠格	株式又は議決権 の5分の1未満	株式又は議決権の 4分の1以下 公益審査等により100%出資可			免許人自身による 監視
英国	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—
豪州	—	—	—	—	—	—	—	—
韓国	無線局 ※適用除外局種を除く	電波法	外国人、外国政府、 外国法人は欠格	—	—	—	免許取消し	—

※ 実験試験局、アマチュア局、陸上移動局等

3. 外国為替及び外国貿易法の外資規制の概要

1. 外為法の目的

- 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）は、我が国と外国との間における「資金の移動」や「物・サービスの移動」等の対外取引に適用される。
- 外為法の目的として、「対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に関し必要最低限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに、我が国の経済の健全な発展に寄与すること」が掲げられている（第1条）。

2. 外為法の取引制限

- また、外為法第1条では、「対外取引に対し必要最小限の管理・調整を行う」と規定し、実際に対外取引に対し必要最小限の管理・調整を行う場合に必要な発動要件は、それぞれの取引・支払等ごとに定められている。
- この管理・調整に関し、対内直接投資等に関しては、外国投資家が特定の対外取引を行おうとする場合に、財務大臣及び事業所管大臣が当該取引の内容等について、「国の安全を損なう等のおそれ」がないかどうかあらかじめ審査する必要から、一部の取引に関する内容等を外国投資家に事前に届け出させることを義務付け、財務大臣及び事業所管大臣により当該投資の適否に関し事前審査がなされる。

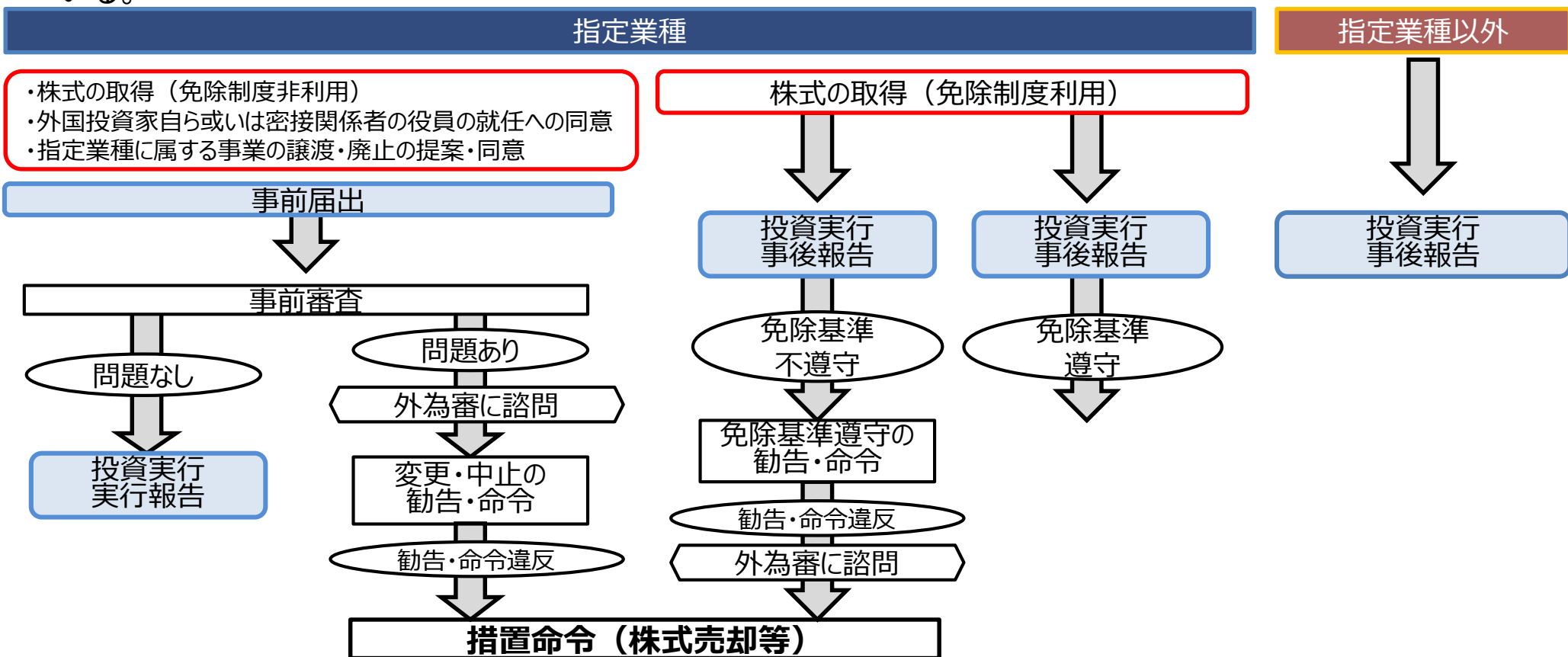
○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)

(目的)

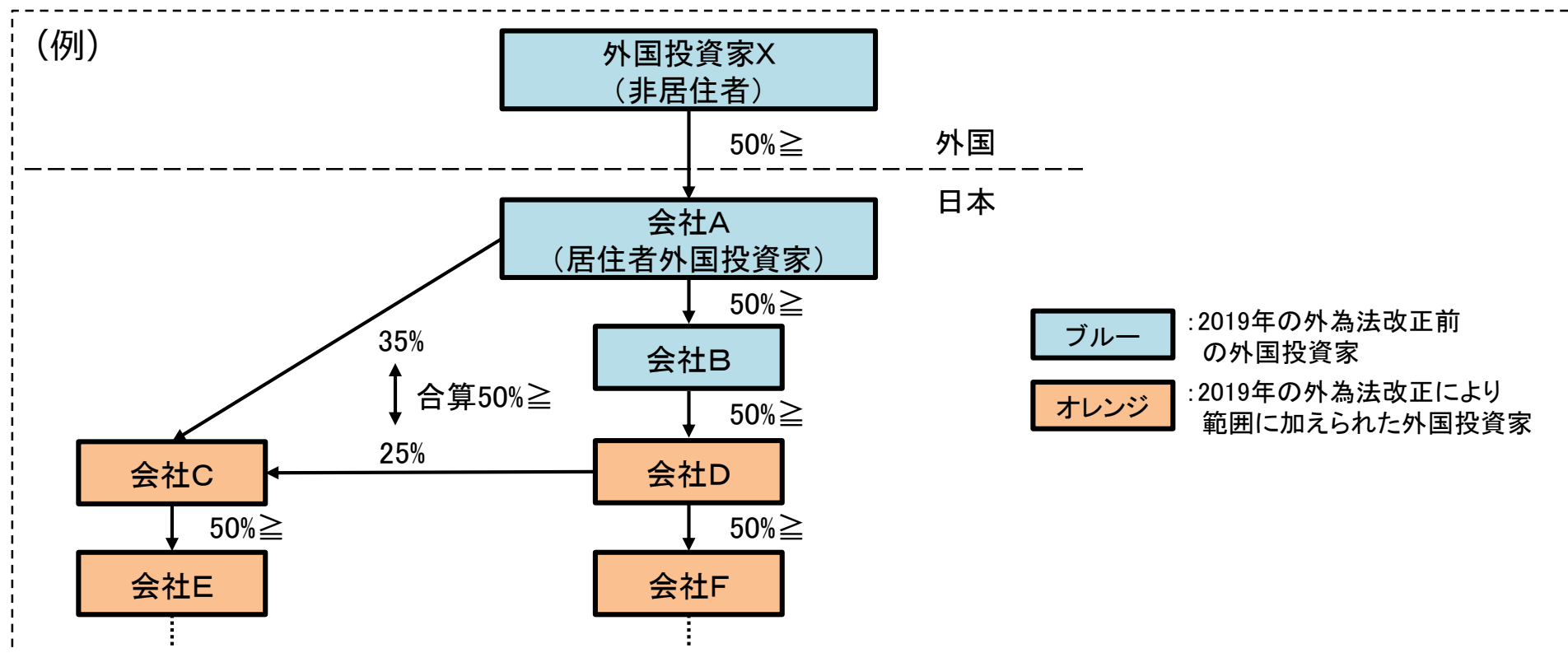
第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

外為法における対内直接投資審査制度の概要

- 外為法では、「対外取引の原則自由、必要最小限の管理・調整」という考え方の下、①「国の安全」、②「公の秩序」、③「公衆の安全」、④「我が国経済の円滑な運営」の観点から、一部の業種（指定業種）への対内直接投資等（上場会社の株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等）に対して事前届出を義務付けている。
- 財務大臣及び総務大臣等の事業所管大臣は、外国投資家から届出された対内直接投資等について、上記①～④の観点（後述）から、必要がある場合には、投資の変更・中止の勧告・命令ができることとされている。
- また、無届け、虚偽届出等で行われた対内直接投資について、「国の安全」等の観点から必要な場合には、財務大臣及び総務大臣等の事業所管大臣は、株式売却等の事後措置命令を発することができることとされている。



【参考】外為法改正後における対内直接投資を行う「外国投資家」の範囲



- 非居住者である個人又は外国法人に直接50%以上保有されている日本の会社とその子会社のほか(ブルー部分)、当該日本の会社又は会社法上の「子会社」を通じて50%以上保有されている日本の会社とその子会社(オレンジ部分)は、外国投資家となる。

＜会社法の子会社定義＞

- ① 自己(子会社等を含む)の計算による議決権の所有割合50%超
- ② 自己(子会社等を含む)の計算による議決権の所有割合40%以上、かつ下記のいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数割合(自己の計算による所有分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行使に同意している者の所有分の合計)50%超
 - ロ 取締役会等の構成員の過半数が自己の役職員等
 - ハ 重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等が存在
 - ニ 融資額の割合50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権数割合50%超で上記ロ～ホのいずれかに該当

指定業種(事前届出対象業種)

【日本標準産業分類】

(1465業種) その一部

【指定業種】

(事前届出の対象業種)

- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- サイバーセキュリティ関連(※1)
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

【指定業種のうちコア業種の分野】

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- サイバーセキュリティ関連(サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等(※1))
- 電力業(一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部)
- ガス業(一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部)
- 通信業(電気通信事業者の一部)
- 上水道業(水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部)
- 鉄道業(鉄道事業者の一部)
- 石油業(石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業)

【指定業種のうちコア業種の分野以外のもの】

- サイバーセキュリティ関連(※2)、電力業(※2)、ガス業(※2)、通信業(※2)、上水道業(※2)、鉄道業(※2)、石油業(※2)
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

※1 通信業の一部が含まれる ※2 コア業種の分野以外

指定業種のうちコア業種の分野の概要

分野	備考（以下記載のものに限る）
武器	（限定なし）
航空機	〃
宇宙関連	〃
原子力関連	〃
軍事転用可能な汎用品	〃
感染症に対する医薬品に係る製造業	〃
高度管理医療機器に係る製造業	〃
サイバーセキュリティ関連	サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等
電力業	一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者（最大出力5万KW以上の発電所を有するものに限る）
ガス業	一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者（貯蔵所又は中核充てん所を有するものに限る）
通信業	登録電気通信事業者（複数の市区町村等に光ファイバなどの電気通信回線設備を設置している者等（例：自ら基地局を設置する携帯電話事業者、光ファイバ回線提供事業者、複数市町村でインターネットサービス等を提供するケーブルテレビ事業者））
上水道業	水道事業者（5万人超の給水人口を有するものに限る） 水道用水供給事業者（1日あたり2.5万m ³ 超の供給能力を有するものに限る）
鉄道業	鉄道事業者（事態対処法上の指定公共機関）
石油業	石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業

【参考】指定業種に係る考慮要素の概要

- 指定業種への対内直接投資等の事前届出に係る審査は、対内直接投資等により「国の安全を損ない」、「公の秩序の維持を妨げ」、「公衆の安全の保護に支障をきたす」、「我が国経済の円滑運営に著しい悪影響を及ぼす」事態を生じるおそれがないかを審査するものである。
- なお、指定業種への対内直接投資等の事前届出に対する審査の透明性を図る観点から、「審査に際して考慮する要素」(2020年5月財務省・事業所管省庁)(以下「考慮要素」という。)を公表しており、当局はこれらの観点から審査することとしている(考慮要素と指定業種との関係は、下表のとおり)。

考慮要素 ^(※1)	主な指定業種
① 「国の安全」	武器、航空機、原子力、宇宙開発、軍事転用可能な汎用品の製造業、 サイバーセキュリティ関連 ^(※2)
② 「公の秩序」	通信業、放送業、電気・ガス、熱供給、水道、鉄道、旅客運送
③ 「公衆の安全」	生物学的製剤製造業、警備業
④ 「我が国経済の円滑運営」	農林水産、石油、皮革関連、航空運輸、海運

※1 考慮要素は一つの目安であり、審査に際しては、国の安全等の観点から総合的に審査が行われる。

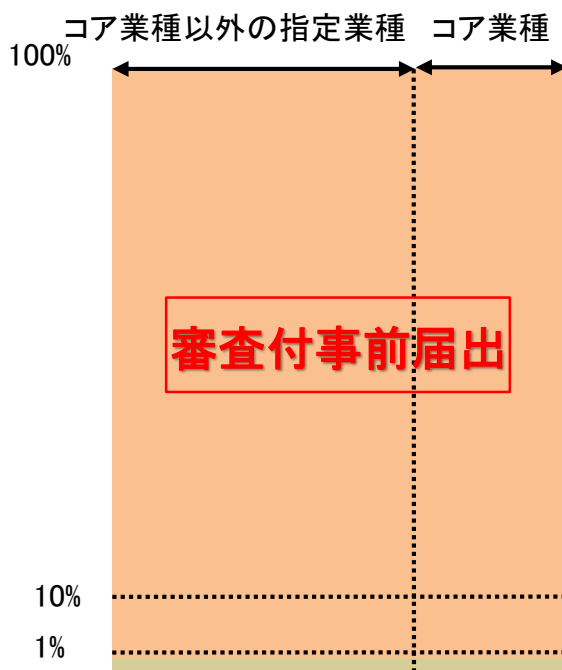
※2 通信業の一部が含まれる。

取得時事前届出免除制度

- 取得時事前届出免除制度とは、審査を実施する必要性が高い外国投資家以外の外国投資家が、国の安全等に係る株式等取得に該当するおそれ大きいもの以外の株式等取得等を行う場合は、事前届出及び財務大臣・事業所管大臣による審査が免除され、その取得から45日以内に事後報告することで済む制度である。
- この場合、当該外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が定める株式等取得が国の安全等に係る株式等取得に該当しないための基準（いわゆる免除基準（概略は後述））を遵守する必要がある。

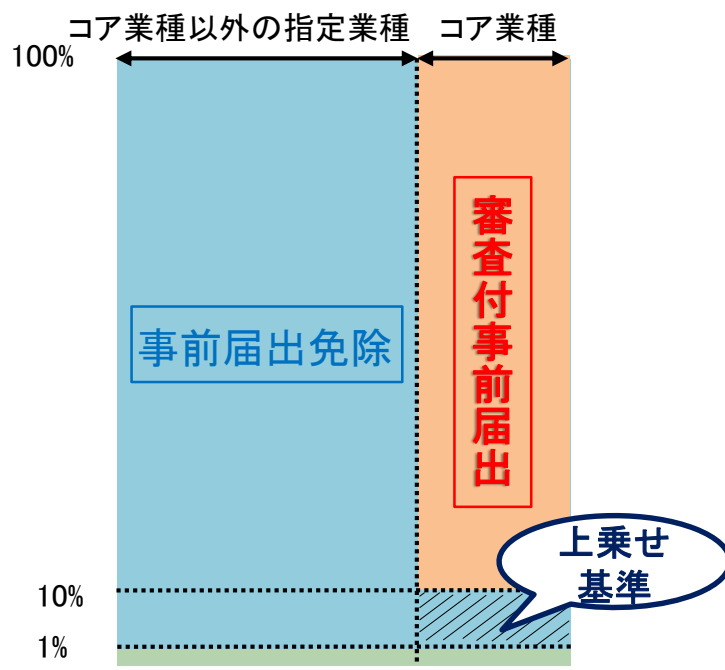
免除利用不可

外為法違反で処分を受けたもの
国有企業等（認証を受けたもの^{※1}を除く）



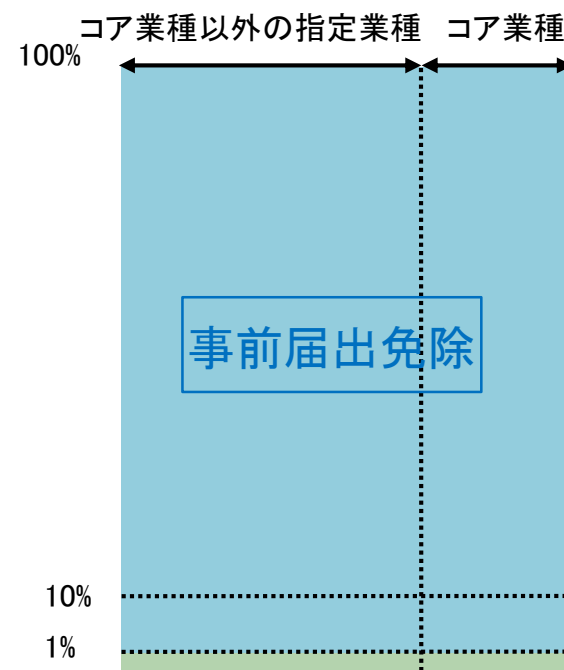
一般免除

一般投資家
認証を受けたもの^{※1}



(参考) 包括免除

外国金融機関^{※2}



※1 国の安全等を損なうおそれのないものとして財務省から認証を受けたもの（例：公的年金基金等の政府系ファンド（ソブリン・ウェルス・ファンド：SWF））

※2 日本国内で許認可等を得ている証券会社、銀行、保険会社、運用会社、運用型信託会社、登録投資法人、及び高速取引行為者並びに相当する外国の法令に基づき許認可等を得てこれらに類する事業（高速取引行為に係る事業に類する事業を除く。）を営むものを含む。

適用外国投資家	内容		
過去に外為法違反で処分を受けたもの、 国有企業等（認証を受けたものを除く）	本則	指定業種 （コア以外）	・事前届出免除の利用不可
		コア業種	
包括免除又は本則が適用されるものの以 外の全ての外国投資家（認証を受けたもの を含む）	一般 免除	指定業種 （コア以外）	・免除基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得に ついて事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
外国金融機関	包 括 免 除	指定業種 （コア以外）	・免除基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は10%
		コア業種	

〔免除基準〕

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

〔上乗せ基準〕

- コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

事前届出

- 事前届出で審査を通過すれば、届出日から6か月間、届け出た株式数までの取得が随時可能であり、都度の届出は不要。
- 株式取得後の実行報告の提出期限は、45日以内。

事後報告

- 事前届出免除制度を利用したときの事後報告は、取得割合が以下の場合に必要。
 - (1) 初めて1%以上となる際^(注)
 - (2) 初めて3%以上となる際^(注)
 - (3) 10%以上の株式取得については、取得の都度
- (注) 株式売却等により一旦閾値を割り込み、その後の再取得で当該閾値を再び超えた場合は、事後報告は不要。
外国金融機関等については、(1)及び(2)の事後報告は不要。
- 提出期限は、投資後45日以内。

- 外国投資家^(※1)は、以下の行為に関する事前届出(行為時事前届出)を行い、審査を経ることで、当該行為を実行可能。
 - ① 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意すること^(※2)
 - ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案し、同意すること^(※3)
- 審査は、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防ぐという法目的の観点から実施。

※1 取得時事前届出の免除制度を利用し、これらの行為を行わないことを表明した投資家を含む。

※2 自己提案か他者提案を問わず、事前届出が必要。また、密接関係者以外の他人が役員に就任することに同意する場合は、事前届出は不要。

※3 自己提案の場合のみ、事前届出が必要。

対内直接投資審査制度の各国比較

		日本	米国	英国 ^(※1)	ドイツ	フランス	カナダ	豪州	韓国
義務的事前通知・審査	対象となる株式所有等の割合	1%	下限なし	25%	10% ※2018年25%から引下げ	25% ※2019年33%から引下げ	名目額の 閾値あり	株式所有割合と名目額を組み合わせた閾値あり	10%
	対象業種	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種 注 文化事業 (出版、放送等) は除く。	全業種	指定業種
	放送業	○	×	○	○	× ^(※2)	×	○	×
	通信業	○	○ ^(※3)	○	○	○	○	○	×
事後介入		株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能

(財務省資料を基に、対象業種の放送業・通信業部分並びに英国、フランス、豪州及び韓国の制度については総務省調査により作成)

※1 2021年4月29日に成立した国家安全保障投資法(National Security and Investment Act 2021)を基に記載している。

※2 対内直接投資に関する通貨金融法典の対象業種リストに掲載はない。

※3 外国政府との実質的な利害関係がある(議決権の49%以上を保有)外国企業等が、投資により米国事業者と実質的な利害関係が生じる(議決権の25%以上を保有)場合

情報通信関連法令と外為法における外資規制の比較整理

根拠法	対象事業者等	情報通信関連法上の 議決権保有制限に係る外資規制の概要	外為法の規定により必要となる手続 ^(※1)
放送法	・基幹放送事業者(地上) ・認定放送持株会社	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☞ 議決権の5分の1未満	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)^(※2)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
	・基幹放送事業者(衛星・移動受信用地上)	・直接出資による議決権保有制限 ☞ 議決権の5分の1未満	
	・一般放送事業者	—	
電波法	・基幹放送局提供事業者(地上) ・特定地上基幹放送事業者	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☞ 議決権の5分の1未満	
	・基幹放送局提供事業者(衛星)	・直接出資による議決権保有制限 ☞ 議決権の3分の1未満	
NTT法	・NTT(持株会社)	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☞ 議決権の3分の1未満	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され^(※3)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
電気通信事業法	・登録電気通信事業者	—	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され^(※3)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
	・届出電気通信事業者	—	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)^(※2)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要

※1 発行会社が上場会社であり、外国投資家が取得時事前届出免除制度のうち一般免除の適用を受ける場合において必要な手続を記載。

※2 放送事業者が登録電気通信事業もあわせて営んでいる場合には、登録電気通信事業者の手続が優先。

※3 親子等会社・親子関係等の密接関係者が所有等するものを含む。